

令和8年度稲敷市高齢者見守りサポート事業業務委託（単価契約）
プロポーザル審査(評価)要領

1. 選定方法

- (1) 技術資料については、事務局が確認を行い、審査委員会に報告する。
- (2) 企画（技術）提案書の選定は、本要領に基づいて評価を行い、その評価結果をもとに審査委員会の審議により選定する。
- (3) 配点及び評価基準は、下記のとおりとする。

2. 業務実施上の留意事項

（次の場合は委員会において、参加要件の確認を行い参加させるかを判断する。）

- (1) 企業の前年度売上高が著しく低い場合。
- (2) 企業の職員数が、著しく少ない場合。
- (3) 企業の同種業務実績がない場合。
- (4) 業務責任者が同種業務の実績がない場合。
- (5) 業務責任者が提出者の組織に属していない場合。
- (6) 配置予定の担当者が国家公務員の場合は、国家公務員法103条の規定を、地方公務員の場合は、地方公務員法第38条の規定をみたしていない場合。
- (7) 業務責任者が、それぞれ他の担当者を兼任している場合。
- (8) 業務分野の大部分を再委託する場合。
- (9) 協力会社が稲敷市の指名停止を受けている期間中である場合。
- (10) その他、設定した条件を満たしていない場合。

3. 技術資料の確認

評価基準			配点	
技術資料	企業の要件	前年度の売上高	参加者中、売上げ1位の場合は2点とする。2位は1点、3位以下は0点とする。	2
		職員数	参加者中、職員数1位の場合は3点とする。2位は2点、3位は1点、4位以下は、0点とする。	3
		同種業務の実績	同種業務実績が5件以上の場合は、5点とする。同種業務実績が1～4件の場合は3点とする。その他は0点とする。	5
		高齢者緊急通報システム事業の認識・知見	知見が豊富かつ、昨今の高齢者実情を踏まえて事業の必要性を認識していると判断できる場合は5点とする。昨今の高齢者事情を踏まえて事業の認識の必要性を認識していると判断できる場合は3点とする。上記内容と明らかに乖離している場合は0点とする。	5
		受信センター等の体制	体制及び対応力の全てが、業務遂行において支障なしと判断できる場合は5点とする。体制に支障はないが、対応力の一部に支障をきたす可能性が考えられる箇所がある場合は3点とする。体制及び対応力の双方に支障をきたす可能性が考えられる箇所がある場合は1点とする。	5
小計			20	

※実績が無いものについては、原則、企画(技術)提案書の採点をせず、失格とする。
ただし、審査会が認めた場合はこの限りではない。

4. 企画(技術)提案書の評価項目及び配点、評価基準

提出された企画(技術)提案書について、次の評価基準に基づき評価する。なお、企画(技術)提案書の内容がほとんど記載されておらず、提案内容が判断できない、業務目的に反する記載や事実誤認等、適切な業務執行が妨げられる内容となっている、実施方針と要求に対する技術提案に矛盾等があり、整合性が図られていないなどの場合は評価しない。

評価基準		配点
企画提案内容	業務の企画（業務実施方針、工程表）	10
	当市の仕様を念頭とした緊急通報システムの導入・運用に際して必要となる機材の提案	10
	在宅時見守りにおける誤報・利用者の操作負担等減に関する提案	10
	料金徴収代行における未納対応に関する提案	10
	緊急連絡先対象者及び近隣協力員が駆け付け不能な場合における第三者駆け付け協力員に関する提案	10
小計		50

【企画提案書の評価】

企画提案書の評価は、提案内容の的確性、実現性、技術力等についての評価とする。採点は、評価項目の採点基準に基づき評価点を算出し、50点を満点とする。

【評価項目の採点基準】

評価	評価内容	採点基準 (配点10点)
A	優れている	10点
B	やや優れている	7点
C	普通	5点
D	やや劣っている	3点
E	劣っている	0点

5. ヒアリングの評価基準

ヒアリングの質疑応答の内容について、次の評価基準に基づき評価する。

評価基準		配点	
ヒアリング	専門技術	当該業務の業務方針等の説明ができ、業務経験や知識が豊富であるか。	10
	取組意欲	当該業務全般を通して取組み意欲が感じられ、効果的な提案が示されているか。	10
小計		20	

(1) 専門技術の評価例

- ・担当した業務（あるいは業務の一部）において採用した業務方針や手法、問題点と解決策などがきちんと説明でき、中心的・主体的に業務に携わったことが伺える場合に評価する。
- ・関連する分野の業務経験や知識が豊富である場合に評価する。

(2) 取組意欲の評価例

- ・当該業務を実施する上での課題や問題点が把握されている場合に評価する。
- ・当該業務に対する技術多岐な裏付けが明確であり、積極的な補足説明がある場合に評価する。
- ・疑問点について積極的な質問がある場合に評価する。

6. 参考見積について

評価項目	確認事項	留意事項
見積価格	業務コストの妥当性及び価格評価	参加者中最も低い価格をつけた者に10点、以下、見積価格に応じて点数を比例配分とする。(小数点以下第3位を四捨五入して第2位止め) 業務規模と大きく乖離がある場合は非特定。

7. 企画(技術)提案書の特定

プロポーザル審査委員会は、提出された技術資料、企画(技術)提案書について、各々の評価基準に基づき算出された合計点が最も高い者を、当該業務に最適な者として特定する。

合計点が同点となった者が複数あった場合は、要求に対する提案毎の平均評価点数を比較し、平均点数の高い項目が多かった者を特定者とする。

また、前記の方式をもって比較しても差がない場合は、参考見積の額が低い者を特定者とする。

なお、企画(技術)提案書を提出したものが1者のみであった場合は、その者を上記の評価基準に基づき評価したうえで協議し、審査委員が認めた場合はその者を最適な者として特定する。